

警察庁政策評価研究会
第30回議事録

平成27年6月16日開催

警察庁長官官房総務課

第30回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成27年6月16日（火）午前9時57分から午前11時06分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

○ 委員

前田 雅英 日本大学大学院法務研究科教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社執行役員広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

○ 警察庁

栗生 俊一 官房長
島根 悟 政策評価審議官兼官房審議官（生活安全局担当）
村田 隆 官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当）
露木 康浩 官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
濱 勝俊 官房審議官（交通局担当）
前川 和則 技術審議官
山本 仁 給与厚生課長
筋 伊知朗 警備企画課長
佐野 裕子 総務課警察行政運営企画室長
名和 振平 警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）
田代 裕昭 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

平成26年度実績評価書（案）について

5 報告事項

- (1) 平成26年度政策評価実施結果報告書（案）について
- (2) 道路交通法の一部改正に係る規制の事前評価について

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、定刻より少々前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、第30回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

総務課警察行政運営企画室長の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、人事異動等により前回の研究会から出席者の変更がございますが、お手元の座席表をもって紹介は割愛させていただきます。

なお、本日、諸事情によって、妹尾委員が御欠席でございます。

また、総括審議官の沖田と警備局担当審議官の塩川は国会対応等のため欠席となり、給与厚生課長の山本、警備企画課長の筋がそれぞれの代理として出席させていただいております。また総務課長の白川も国会対応のため現在席を外しておりますが、庁舎に戻り次第、出席させていただく予定でございます。あらかじめご了承ください。

それでは始めに、官房長の栗生から御挨拶申し上げます。

(栗生官房長)

長官官房長の栗生でございます。先生方には、本日、御多忙中にもかかわらず、政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

国家公安委員会と警察庁におきましては、重要政策に関する評価、その実施の徹底と客観性の確保、その政策への反映等に日頃から努めているところでございます。

本日は、政策評価の一層の充実に向けて、委員の皆様様の御意見を賜りまして、審議いたしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、議題と資料についてご説明いたします。

本日は、議題が1点、報告事項が2点ございます。

議題は、「平成26年度実績評価書（案）について」でございます。昨年3月に策定いたしました「平成26年度実績評価計画書」で設定した18の業績目標の達成状況について事後評価を行うものでございます。

資料1は、評価書の評価結果をまとめた「平成26年度実績評価書（案）における評価結果一覧」となります。

資料2は「平成26年度実績評価書要旨（案）」、資料3は「平成26年度実績評価書（案）」となります。

また、報告事項は、資料4として用意しております「平成26年度政策評価実施結果報告書（案）について」と、資料はございませんが、「道路交通法の一部改正に係る規制の事前評価について」でございます。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、審議に入る前に確認をさせていただきますが、本研究会は、国の治安に関する事柄を扱う特殊性を考慮いたしまして、研究会自体は一般公開はしませんが、議事

録については、事務局で案を作っていた後に、各発言者が内容を確認した上、ウェブサイトに掲載することにより公開することとしておりますので、御了承よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題は、「平成26年度実績評価書（案）について」でございます。

佐野室長の方から、この案について御説明をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

（佐野警察行政運営企画室長）

議題の「平成26年度実績評価書（案）」についてですが、資料2の「要旨案」に基づき、個々の業績目標に関する評価結果を御説明いたします。

はじめに、1ページの基本目標1「市民生活の安全と平穩の確保」についてです。

業績目標1の業績指標①「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数」については、対象犯罪として、昨年に引き続き「重要犯罪」及び「住宅対象侵入犯罪」を選定しております。

グラフを御覧いただくと、26年度の重要犯罪の認知件数は、過去5年間の平均よりも減少しておりますが、刑法犯認知件数の減少率19.0%を下回っていることから○と評価しました。

一方、住宅対象侵入犯罪の認知件数は、過去5年間の平均よりも減少した上、その減少率が刑法犯認知件数の減少率を上回っていることから◎と評価し、以上を踏まえ、業績目標全体としては○と評価しております。

2ページの業績目標2の業績指標①「刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合」については、右側の棒グラフのとおり、過去5年間の平均値と比較して低下したものの、75.6%と依然として8割近い水準を維持していることから○と評価し、業績目標全体としても○と評価しております。

3ページの業績目標3の業績指標①「経済犯罪等の検挙事件数及び検挙人員」については、赤字で記載しているとおりの4類型に分類し、それぞれ達成目標を設定しております。

「利殖勧誘事犯」及び「ヤミ金融事犯」については、検挙事件数・検挙人員ともに前年よりも増加したことから◎と評価しました。

また、「特定商取引等事犯」については、上段の右側のグラフのとおり、前年比で検挙人員が減少したものの、相談件数が前年比で減少した中、検挙事件数が前年よりも増加したことから○と評価しました。

さらに、「食の安全に係る事犯」については、26年中は前年比で検挙事件数及び検挙人員ともに減少していますが、「食品表示110番」への相談件数の前年比減少率を下回っていることから○と評価しました。

以上を踏まえ、全体として○と評価しております。

次に、業績指標②「経済犯罪等に係る犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数」については、前年よりも増加したことから◎と評価しました。

最後に、業績指標③については、25年度中の「産業廃棄物の不法投棄件数」の前年度

比増減傾向を踏まえた水準の維持を達成目標としておりますところ、26年中の検挙事件数・検挙人員は前年比で、それぞれ9.0%、8.7%の減少であり、ともに減少はしたものの、平成25年度の減少率である15.0%を下回っていることから◎と評価しました。

以上を踏まえ、業績目標全体としては○と評価しております。

次に、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」についてです。

4ページの業績目標1の業績指標①「各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率」については、過去5年間の平均値と比較して上昇したことから◎と評価し、業績目標全体としても◎と評価しております。

5ページの業績目標2の業績指標①「政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況」につきましては、右側の棒グラフのとおり、過去5年間の平均値と比較し、経済的不正事案の検挙事件数が減少しているものの、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は増加していることから○と評価し、業績目標全体としても○と評価しております。

6ページの業績目標3の業績指標①「特殊詐欺の認知件数及び被害総額」については、上段のグラフのとおり、いずれも過去最低であった22年度と比較して更に増加したことから△と評価しました。

また、業績指標②については、下段の棒グラフのとおり、過去5年間の平均値と比較して、特殊詐欺の検挙件数は減少したものの検挙人員は増加したことから○と評価しました。

以上を踏まえ、業績目標全体としては△と評価しております。

7ページの業績目標4の業績指標①「DNA型データベースの活用件数」について、2つのグラフのとおり、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」が前年度よりも増加した一方、「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」が減少したことから○と評価し、業績目標全体としても○と評価しております。

8ページの業績目標5の業績指標①「都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況」については、全てではなく29の警察本部及び警察署に対する実施にとどまったことから△と評価しました。

また、業績指標②「捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等の実施状況」については、全ての都道府県警察等において研修等を実施したことから◎と評価しました。

さらに、業績指標③についても、グラフのとおり、取調べ室の外部からの視認回数が被疑者取調べ件数を超え、効果的な視認を行ったと評価できることから◎と評価しました。

したがって、業績目標全体としては○と評価しております。

次に、基本目標3「組織犯罪対策の強化」についてです。

9ページの業績目標1の業績指標①「暴力団構成員等の数」については、上段の左側のグラフのとおり、前年よりも減少したことから◎と評価しました。

また、業績指標②「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」については、上段の右側の2つのグラフのとおり、いずれも前年度より増加したことから◎と評価しました。

さらに、業績指標③「組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没

収額・追徴額」については、下段の右側の折れ線グラフのとおり、いずれも過去5年間の平均値より減少したことから△と評価しました。

したがって、業績目標全体としては、総合的に判断して○と評価しております。

10ページの業績目標2の業績指標①「来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数」については、5つの包括罪種に関し、それぞれ26年度の実績値が回帰直線上の値を上回ったことから◎と評価しました。

また、業績指標②については、中段の4つのグラフのとおり、国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数のうち、地下銀行及び偽装結婚等については実績値が回帰直線上の値を下回り、旅券等偽造及び不法就労助長については実績値が上回りました。

また、グラフは掲載していませんが、検挙人員に関しても、検挙件数と同様の傾向を示し、地下銀行及び偽装結婚等については実績値が下回り、旅券等偽造及び不法就労助長については実績値が上回っており、総合的に判断して○と評価いたしました。

さらに、下段のグラフのとおり、国外逃亡被疑者等の検挙人員に関しては、実績値が回帰直線上の値よりわずかに下回りましたが、処罰人員に関しては回帰直線上の値を上回ったことから○と評価しました。

したがって、業績目標全体としては○と評価しております。

次に、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」についてでございます。

11ページの業績目標1の業績指標①については、赤字で記載した達成目標iからivに掲げた項目全てについて、グラフのとおり、22年と比較して減少したことから◎と評価し、業績目標としても◎と評価しております。

12ページの業績目標2の業績指標①「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」については、上段のグラフのとおり、全ての違反に関して22年と比較して減少したことから◎と評価しました。

また、業績指標②「70歳以上の運転者の交通死亡事故件数及び免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」については、下段のグラフのとおり、22年と比較してともに減少したことから◎と評価し、以上を踏まえ、業績目標全体としても◎と評価しております。

13ページの業績目標3の業績指標①「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」については、左上のグラフのとおり22,552件であり、目標値である21,000件を上回ったことから◎と評価しました。

また、業績指標②「信号制御の高度化等により実現される円滑な交通」については、バリアフリー化の割合の実績値は、右下のグラフの通り目標値を下回ったものの、「通過時間」及び「二酸化炭素の排出量」については、右上及び左下のグラフのとおり、目標値を上回ったことから○と評価しました。

さらに、業績指標③「停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数」については、最下段のグラフのとおり、目標値を上回ったことから◎と評価し、以上から、業績目標全体としては○と評価しております。

次に、基本目標5「国の公安の維持」についてでございます。

14ページの業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」の業績指標①及び②については、各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなく、警備対象の安全も図られたことから、いずれも◎と評価しました。

業績指標③については、事件検挙を着実に推進するとともに、主要警備対象勢力の活動実態の解明を進めたこと等により、違法事案の取締りを的確に推進したと評価できますことから○と評価しました。

したがって、業績目標全体としては○と評価しております。

15ページの業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対応」の業績指標①については、広域緊急援助隊合同訓練を例年並みの回数実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから◎と評価いたしました。

また、業績指標②については、東日本大震災に伴う各種災害警備活動を継続しているほか、広島市における大規模土砂災害や御嶽山噴火災害等の各種災害発生時に所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから◎と評価しました。

したがって、業績目標全体としては◎と評価しております。

16ページの業績目標3の業績指標①「国内外の関係機関との情報交換等の連携状況」及び業績指標②「国際テロの発生件数」については、各種施策を推進した結果、国際テロを未然に防止し、国内外の関係機関との連携が強化されたことから、いずれも◎と評価いたしました。

また、業績指標③については、対日有害活動に的確に対処し、対北朝鮮措置違反等を検挙したことから○と評価いたしました。

したがって、業績目標全体としては○と評価しております。

次に、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」についてでございます。

17ページの業績目標1の業績指標①「犯罪被害給付制度の運用状況」については、上段右側のグラフのとおり、申請被害者数、支給被害者数及び裁定金額のいずれも過去5年間の平均値と比較して減少しておりますが、申請被害者数及び支給被害者数の減少率がいずれも15%以内にとどまったこと等を勘案すれば、犯罪被害者給付制度はおおむね健全に機能していると認められますことから○と評価しました。

また、業績指標②については、中段のグラフのとおり、犯罪被害者等に対する「警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数」及び「部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数」が過去5年間の平均値を上回ったことから◎と評価しました。

さらに、業績指標③「関係機関・団体等との連携状況」については、右側の「警察からの情報提供件数」は回帰直線上の値を17.5%下回ったものの、左側の「民間被害者支援団体における相談受理件数」及び中央の「民間被害者支援団体における直接支援件数」は回帰直線上の値との差が10%以内にとどまったことから○と評価しました。

したがって、業績目標全体としては○と評価しております。

最後に、基本目標7「安心できるIT社会の実現」についてです。

18ページの業績目標1の業績指標①「サイバー犯罪の検挙件数」については、グラフのとおり、過去3年間の平均値を上回ったことから◎と評価いたしました。

また、業績指標②「サイバーテロの発生件数」については、発生がなかったことから◎と評価しました。

したがって、業績目標全体としては◎と評価しております。

しかしながら、インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害が過去最大となるなど、サイバー空間の脅威が国民の社会経済活動に大きな影響を与えているほか、

サイバー犯罪等に関する相談受理件数が増加していることから、引き続き各種対策を推進してまいります。

以上、各業績目標に関する評価結果について御説明いたしました。今後は、各ページの一番下にある「政策への反映の方向性」欄に記載した施策を推進していくこととしております。

「平成26年度実績評価書（案）」の説明は、以上となります。

(前田座長)

ありがとうございました。御説明に関して何か御質問はございますでしょうか。

(江尻委員)

3ページの業績目標3の一番下の「産業廃棄物事犯の事件検挙数」が減少しておりますけれども、これからオリンピックとかがありまして、首都圏を始め、大規模な工事が各所で始まっていくのですけれども、その中で、例えば建物の解体をしなければいけないところもあり、産業廃棄物が当面、相当量出てくると伺っています。

事業官庁との連携とか、建築の関係の方々が第一次的には取締りをするのですけれども、警察庁の方でもぜひ情報交換を密にさせていただきたい。いったん違法な産業廃棄物が出ると回収が大変であり、大阪府でもトラブルがありましたけれども、ぜひ、そのところは強力をお願いしたいというのが1点です。

それと一番最後のサイバー攻撃の関係ですが、相談件数が増えているということで、一般個人の方とか企業とか、特に中小の会社とかでもリスクが高く、いろいろな形で犯罪の温床となることがあります。相談窓口というのがちゃんとありますよということ、そこをしっかりと知らせて、できるだけその個人や事業者の方がいる意味、前広に相談できる、そういう体制整備を告知やPRしていただくようぜひお願いしたいという2点、質問と意見でございます。

(島根政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

1点目の産業廃棄物事犯の関係についてですが、確かにただ今ご指摘のとおり、産業廃棄物事犯については放置しておく現状回復もかなり困難になってまいりますし、後からさらにそこが捨て場になってしまうというようなおそれもありますので、私どもとしては、早めに端緒を掴むということは極めて重要であると考えており、日頃から行政、自治体等と連携を取るような形で情報交換というものも行っております。

全体的な発生状況としては、基本的には減少傾向ではないかと考えておりますが、御指摘のとおり、これから公共工事等が増えてくる可能性が高いですし、さらに早めの対応ができるように情報交換を密にしていきたいと考えております。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者、例えば、インフラ事業者ですね、そうした事業者に対しては、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークというのが各県にございます。そこが窓口となって各県内の事業者の方から情報を得る、あ

るいは情報交換を行っております。もちろん、まだまだ広がっていく可能性はございますけれども、日本全体としては六千数百社くらいのネットワークを有しておりますので、これはなかなか他の国には無いシステムでございまして、とは言ってもすぐに機能するかということなかなか難しいわけですが、そういう関係が広がっています。

(江尻委員)

インフラ事業者とか大手の会社はいいのですけれども、その取引会社というか、小さな中小会社は何万社とあって、そこでの情報交換の時にも、いろいろな重要情報には、契約上の守秘義務やネットワークセキュリティも当然取っています。ただ、新規の取引先は脆弱というか、そこで結構重要な情報があって、図面とかですね、そういうのが漏れると大変という事案があって、若干私が耳にしている事例もあって、取引先の方の小さな会社のセキュリティを守ってもらわないと、結局、情報漏洩や事件が起こりかねないということなので、ぜひお願いします。

(櫻井委員)

今のサイバー関係のことでお伺いしたいのですが、サイバーテロについては「(注2)」が付いておりまして、「重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃」云々と、これが定義ということよろしいのでしょうか。

そうすると、これは定義から言うと、公的団体に限らず民間も含むという、そういうことでしょうか。

重要インフラの「インフラ」はどのような意味でしょうか。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

基幹産業ということですね。電力であるとか、物流であるとか、水道とか、そういうものを重要インフラといいます。

(櫻井委員)

そうすると、年金機構のようなものは入らない。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

あれは現状、政府において重要インフラとして位置付けられているものではないと認識しています。

(櫻井委員)

民間の例えば銀行のような金融機関も入らないということですか。

(筋警備企画課長)

重要インフラの定義というものがございまして、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）という組織が内閣官房のセクションにありますけれども、ここに基準を決めたものがあって、13の分野を指定しております。

それは順に申し上げると、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、クレジット、化学、石油と、これがセットになっておりまして、ここに参加している事業者を重要インフラ事業者と呼んでおります。

その基幹システムの攻撃を受けると非常に大きな混乱につながるということで、特にネットワーク等を作って、対策をしていこうとやっております、金融機関というのは入ります。

(櫻井委員)

ただ、それもコンピューター・ウイルスでハッキングされるとか、情報を取られるような問題は、民間というか、国民ベースで見ると、重要インフラにかかわらず、誰にでも起こり得て、個人でも起こりますよね。

そうすると、そういうのは警察庁としては全く対象にならないのか、どういう形で間合いを取っておられるのか、というのを教えていただきたいのですが。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

個人の場合には、いわゆる犯罪、サイバー犯罪として、いわゆるお金を取られたりとか、インターネットのバンキングシステムに侵入されてお金を引き出されるというようなことは、今、櫻井先生がおっしゃったところだと思いますけれども、サイバーテロという場合には、システムを狙った、麻痺させると言いますか、社会に大きな混乱を与えるという意味での攻撃、個人にとらえれば個人では犯罪ですけれども、そういうのではないDDoS攻撃とかでシステム全体を麻痺させることはテロとして考えております。

サイバー犯罪とサイバーテロというのは分けて警察では対応しております。

(櫻井委員)

業績指標①のサイバー犯罪の中に全体として含まれている、その内のテロとしてどう定義するかというところで線引きをされているということですか。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

今回の年金機構については特殊法人ですけれども、目的が何かということがまだ分かっておりませんので、個人の口座を狙う犯罪者の手助けというか、幫助かもしれませんし、あるいは全体のシステムを狙った詐欺、テロ攻撃なのか、その辺はまだ目的が分かっておりません。

(前田座長)

ただ、これは26年度の数値までしか載せていないということで、我々としては当然、年金のやつは大きな問題で、ですから関連して一つ、櫻井さんの話の途中で申し訳ないのですが、NISCから年金機構に行きますよね、通報が行って、ウイルスにかかったということが分かって、最後、警察では被害に遭ったということを確認したと、その間、NISCから直に警察には情報が来なかったのでしょうか。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

来ていません。

(前田座長)

やはりそここのところで、警察にとってはある意味非常にいい話で、NISCはあれだけ全部見て、でも結局、捕まえたとか情報を取られて損害が出た出ないというのは、警察力、対処官庁の力がなければ明らかにできないと、だからNISCで取っている情報をもうちょっと合理的な形で共有できないかという議論はあまり起こっていないのですか。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

まさにNISC自体の体制を増強しなくてはいけないというのは、元々ずっとある話です。

(前田座長)

NISCの体制増強ではなく、NISCの情報を直に警察に渡すという、そういう試みはまだできていないということですか。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

そこまではっておりません。

(前田座長)

いずれあると思うのですが、あそこまでの社会的混乱が起これば非常に重大な課題であり、これは生安局のところに関係しますよね。警察庁にはNISCからいつの段階で情報が来たということになっているのですか、差し障りのない範囲で。

(筋警備企画課長)

この事件は、最初から警視庁公安部でやっております。サイバーテロの可能性もありなんということで、私のところで連絡を取っているのですけれども、NISCが不正な通信があると最初に認知したのですが、これは割と早い段階で厚労省を通じて年金機構に伝わっております。

その段階では、まだ、どうも不正な通信があるという程度で、その後、年金機構の方から警視庁に相談があって、私どもで認知をして、今日に至っております。

途中で、きちんとNISCにも状況は警察から伝えておりますし、現状において、それなりに情報共有はされていると思いますが、先生がおっしゃるとおり、最初期の段階で、不正な通信があるということは、被害者であるそれぞれの役所、今回の場合は厚労省を通じて年金機構ですけれども、そちらには行っておりますけれども、その情報がそのまま警察に来るといふふうにはなっていないというのが事実でございます。

(前田座長)

セキュリティの基本対策の中で、各省庁間の情報共有ということが話題になったときに、やっぱりNISCはもちろん全部情報共有しますと言うけれども、年金機構に出してから警視庁に来るまで、1か月ぐらいタイムラグがあったのでは。

(筋警備企画課長)

そこまではありません。1か月はかかっておりません。

(櫻井委員)

必ずしも年金機構についてお伺いしたいということではなかったのですが、私も最近不正通信の問題を身近に聞くことがありまして、危機感を持っています。

そのようなこともあって大変不安にもなりますが、そうすると、このサイバー犯罪というものはおそらく潜在的にもものすごい数があつて、実害が出ているものと出ていないものがあると思うのですが、ここに出ている数字ではほとんど捉えきれていないぐらいあるのではということと、こうした犯罪類型については、その対応を警察の方でやっていただけるのでしょうか、と言いますか、どこかでやってもらっているのでしょうか。一般市民的な質問ですが。

(村田国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

資料3の46ページにサイバー犯罪等の相談件数がございます。これを見ますと昨年1年間で11万8,100件ですが、先ほど先生がおっしゃった7,905件というのは犯罪として検挙された件数ですから、7%ぐらいですか、全体の中で。

もちろんこれはおっしゃるとおり、全ての件数かと言われたらまだ確かに暗数があるのかもしれませんが、11万8,100件来た中で詐欺・悪質商法、迷惑メール等の犯罪として検挙されたもので、これは犯罪なんですね。

(田辺委員)

3点ほど質問でございます。

1番目は2の「犯罪捜査的確な推進」のところ、5の「被疑者取調べの適正化の更なる推進」の①のところ、「巡回業務指導における指導状況」というところで29回という数字が出てまして、これが少ないという評価で◎から△にしておりますが、ただ素人判断を致しますと、巡回指導の回数というのはかなりコントロールできそうな、計画的に達成できそうなものだと思うのですが、何故に今年だけ数が下がっているのでしょうか。

こういう適正化一つ一つのモニタリングでは、外部からチェックすることと、組織内部でチェックすること、研修等の教育によって水準を上げるという三つのやり方があるんだろうと思うのですが、もう外からという段階は特に必要がなくなって、内側のモニターと教養による底上げをしておけばいいという状況なのではないかというのが1番目の質問です。

2番目は6-1の「犯罪被害者等の支援の充実」で、これは数字が上がったものですが、2番の「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数」に関わる質問で

す。個人的に思いの変化を申し上げるならば、かなりカウンセリングというものは怪しく思っていたのですけれども、大学等でいろいろなことを経験させられますと、カウンセリングというのは結構、かなり効く部分がありまして、甘く見ていたという私の人生経験が足りなかったということはあるのですが。質問として、全体として上がっているということはそのとおりですけれども、ただ中身を見ていきますと、警察内でやっているカウンセリング件数は下がって、警察の外、ある種のカウンセラーの専門家に頼んだ部分というのは数値的には上がっているということですが、この内側からのと外側でやるという区分みたいなものは、どういう形でお考えになっているのでしょうか。

あと中でカウンセリングをやる場合に、どういう専門性を持った方が従事なさっているのかということが分からなかったものですから、この点に関してお教えいただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、組織犯罪対策の強化というところで、これも評価が下がったものですが、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化の③のところの犯罪収益の没収額・追徴額のところで、数字を見ると前年度の没収額が非常に高かったので平均が上がっていて、それに対して今年度は達していないというところはあるのですが、ただ5年間の水準を見て、その中でも26年は圧倒的に少ないものですから、これは、実態で組織犯罪の方が儲けていないとすると没収も厳しいという状況なのか、それともこっちのアクションが不足してこういう結果になったということなのか、お伺いしたいというのが3番目でございます。

(露木刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

刑事局担当審議官の露木でございます。

委員の御質問の1点目と3点目について説明いたします。

1点目の巡回業務指導の状況が低調であったという理由ですけれども、これは昨年末に衆議院の解散総選挙が突然ございまして、主として巡回業務指導というのは、犯罪捜査の適正を担当している刑事部の庶務担当課等を対象に行っておりますが、これらの者も選挙違反取締りに応援等として従事しなければならないということになりまして、予期しない事態ということでございましたので、都道府県警察の事情を勘案し、29回にとどまってしまったということです。しかし、今年の3月までには、全ての都道府県警察に対して巡回業務指導あるいは監察を実施しており、実質的には、外部からの適正の確保は図られていると考えておりますが、資料上は評価が下がってしまったということでございます。

3点目の没収・追徴の額が昨年はちょっと低いということでございますけれども、確かに資料上は5年間の平均でございますので、前年度のA I Jの事件がございました関係で平均が上がってしまったことによるところが大きいですが、それでもかなり前の年と比べても額が小さいというお話でございます。

これは事件によって没収あるいは追徴できる額というのが高くなったり低くなったりすることがございまして、起訴前の没収保全命令の発出件数そのものは昨年より実は増えておりまして、その件数が増えているけれども取れた額がたまたま少なかったということが出ておるんだらうと。したがって都道府県警察のこの種の活動が低調になってい

るところまで私どもは認識していないんですけれども、ただ結果がやはり大事でございまして、引き続き県警の方には没収・追徴が行われるように指導をしているところでございます。

(山本給与厚生課長)

被害者支援につきまして、今のお話のとおり、カウンセリングというのは非常に重要なものだと考えております。警察部内のカウンセラーと部外のカウンセラーの違いですけれども、部内カウンセラーは、犯罪被害発生後早期のフォローをするためのものを中心として位置付けられておまして、部外カウンセラーは、部内カウンセラーの配置状況や支援機関等に応じて活動していただいております。

部内カウンセラーにつきましては、臨床心理士等を多くの都道府県で自前の職員として採用しておりますが、これにつきましては、一部の府県でまだ臨床心理士等を置いていないところがありまして、被害者団体の方からはなるべく早く揃えてくださいということをおっしゃっております。

また、被害者団体から、特にこの部外のカウンセラーについても、まだまだ不十分であるので、これを充実させてほしいということが非常に強く求められております。警察が委嘱した精神科医、臨床心理士等が県庁所在地を中心に何人かおり、その方のところに行くとは無料で受けられるという制度ですが、これを更に拡充してほしいという声が強いですから、今、警察としては、ここにも力を入れております。

今回御指摘のなぜ部内カウンセラーの数字が下がったということにつきましては、調査や聞き取りをやったのですけれども、残念ながら理由は分かりませんが、引き続き適切な運用がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

(田辺委員)

ちなみに、その被害者団体からの要望というのは、量を増やしてくれという話なのでしょいか、カウンセラーのクオリティを上げてくれというような要望なのでしょいか。

(山本給与厚生課長)

部外カウンセラー制度を使いやすくしていただきたいということで、例えば、今、警察が委嘱するとなりますと、特定の臨床心理士等や地域に限定されてしまいますが、御自宅の近くの臨床心理士等や、カウンセリングは相性の問題もあるようですので、自分がお好きなところに行って、その費用を後からいただくような形にできないかという要望でございます。これについてはなるべく早期に対応できるように準備中でございます。

(前田座長)

細かいことですが、組対の、薬物の摘発のことで、最近どこかで見たような気がしたのですが、ネットのやつをかなり摘発できた、警視庁だという話ですが、それは御報告を受けているのですか。マスコミに出ていたような気がしまして。

今までネット販売は分かっているもなかなか手が出せない、先ほどのサイバーの問題ともつながるのですが、もし、あの報道が正しくてかなり壊滅的に、危険ドラッグだっ

たと思うのですが、それを叩いたということで、捜査はかなり進展したのでしょうか、教えていただきたいのですが。

(露木刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

危険ドラッグのネット販売で、つい先日、摘発があったということですが、確かにこれまで実店舗を中心に蔓延の実態があったということで、そちらに力を入れてきました。その結果、今度はネットの方に一部移行しているということがありましたので、今、ネットの方も厚労省と連携した取締りを推進しているところでございます。ただ、それもまだ多いという感じではないみたいですが、それ

(前田座長)

さっきの村田審議官のお答えにもつながるんですけど、やっぱりサイバーは漠としていて、どうやるかという問題もあるのですけれど、壁があって、技術的に入っていけないと、やっぱり実際の販売とは手法が全然違うという話をよく聞いていたのですけれど、それが少し乗り越えられるのだとすると、サイバー犯罪全部にある意味でつながってくるのかなと思いましたので。

結論としては、この報告書は問題ないと思いますし、ただ新たな標的としてのサイバーに、どう警察庁として取り組んでいただけるかというところは、やっぱり今後期待しているところが大きいという感じはしたのですけれど。

櫻井先生、どうぞ。

(櫻井委員)

3点ほどあります。

6ページの特種詐欺のところなのですが、被害者がだいたい高齢者という認識が定着しておりますが、一般には消費者事案というものは、高齢者と20代の若者を比べると20代が実は多かったりするという統計があったように記憶していますが、特種詐欺に関しては高齢者ということによろしいのかということを確認させてください。

また、結局、被害総額は増えているわけですし、被害自体はむしろ増加しているということだと思うのですが、それをどう検挙できたのかということはまた別として、これらをどういうふう防止していくのかということが一番重要なことだと思います。

被害者の特性との関係では、一般犯罪の被害者と比べると違う工夫が必要だと思いますが、その辺の御苦労というか工夫をされていることがあれば、お伺いできればと思います。その下の方に「効果的な広報啓発活動」とあるのですけれども、これができれば苦労はないという感じもありまして、通り一遍の説明をただけでは実感してもらえないというか、頭にすっと入らないというか、そういうことにどう対応していったらいいのか、非常に難しい問題だと思います。御苦労などを伺えばというのが1点です。

それから、達成状況のところには△がついているのですけれど、これは×というのはないのでしょうか。先ほどの8ページの被疑者の取調べで29回しか巡回できなかったというのは、お話を伺うと、解散という突発的なことでできなかったのであれば、△ではなくて○でもいいのかなという気もしますが、その基準も教えていただければと思います。

2点目ですが、11ページについて、自転車については、これは身近な危険ということになると思うのですが、11ページと12ページのそれぞれの表と言いますかグラフが誰を対象にしているのか、ということがあまりはっきりしなかったのですが、11ページの上のグラフは「歩行中・自転車乗用中の交通事故」ですから、車は加害者で、歩行者と自転車が被害者という場合でよろしいのかということ、下の方が「歩行者と自転車」ですから、自転車が加害者の場合になっているのかということ、それから12ページですと、これは車が両方とも加害者ということではよろしいのでしょうか。

(露木刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

特殊詐欺の関係でお答えします。

被害に遭っている方の8割は高齢者です。手口によって、例えば架空請求詐欺と呼んでいますけれども、「ネット上のおいせつなサイトに接続しましたね、これで請求額が発生しています。」という、その手の詐欺については若い人が被害に遭うということがありますが、ほとんどは高齢者の方が狙われているというのが実態です。

したがって、高齢者に対してどのように広報啓発、抑止対策を講じていくかということですが、先生のおっしゃるとおり、なかなか効果が出にくく、その事態に陥ったときに被害者の方がパニックになってしまって、詐欺に引っかかってしまうということはどうしても起こってしまいます。

ですから、例えば、高齢者が銀行に行ったときに、銀行の窓口で、それだけの高額のお金を下すというのはいったい何に使うのですか、と声を掛けてもらったり、あるいは銀行の方から警察官を呼んでもらうといった方法で止めてしまう。あるいは、高額の引き出しについては、現金ではなくて小切手でどうでしょうか、ということ銀行の方から勧めてもらう。小切手ですと、仮に被疑者にわたってしまったとしても換金するのに手間が掛かりますので、その過程で被害を防止できるということになります。

あと最近、金融機関での対策が進んでいったものですから、被害者にお金を宅配便で送らせる手口が増えてきており、郵便・宅配事業者の方に「荷物に現金が入っていませんか。」と声をかけてもらうといった取組も進めておりまして、昨年、被害の実額が560億ぐらいですけれども、約300億については、今申し上げたように水際で被害を食い止めており、抑止に少しずつ効果が出てきているという状況です。こういった取組を更に進めていく必要があると思います。

今のは抑止の方ですけれども、もう一つは検挙の方です。検挙人員はこの指標にもございまして、昨年はかなり増えております。今年はそれ以上に増えている状況ですけれども、捕まっているのは被害者に電話を架ける「架け子」と呼んでいる者たちとか、あるいは被害者のもとに現金を受け取りに来る「受け子」と呼んでいる者たちで、そういう末端の被疑者たちが多く捕まっているということにとどまってしまっていて、それを差配している首領クラスの連中はなかなか捕まっていない状況にあります。これは上位被疑者が末端被疑者と関係を遮断しているためなんですね。指示は飛ばしていますけれども、誰が指示をしているか分からないような状態でその犯罪組織が構成されているというところに拠っていることが大きいと思います。

そこで、捜査手法そのものを高度化していかないと、末端の者を捕まえて、取調べで

上位の者を突き止めるのにはどうしても限界がありますので、今、正に国会で刑事訴訟法の改正案ですとか通信傍受法の改正案を審議していただいておりますけれども、少しでも犯罪組織の上位の者を捕まえて、特殊詐欺の根っこを絶つという取組を進めていく必要があるだろうと思っています。

(濱交通局担当審議官)

11ページのグラフの関係ですけれども、まず上の方のグラフ「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数」というグラフですけれども、これについて言いますと、例えば歩行中の態様で事故に遭った数、死者の数ということですから、例えば歩行者が車にひかれたものとか、そういうものが入っているという形になります。つまり、事故に遭った人が歩いているか自転車に乗っているかということで見ただけなので、誰に事故に遭われたかというのは関係なく全部入っております。

下の方ですけれども、「自転車関連事故のうち歩行者と自転車の交通事故件数」ですから、自転車が必ず絡んでいないといけないので、例えば歩行者が自転車とぶつかったりとか自転車が歩行者をひいたりとか、そういうものの数が下に入っております。

(櫻井委員)

今、オリパラの関係で、東京で道路整備など一斉に事業化しているところがありまして、自転車用の専用道路というのを作ろうとしているところもあります。

そうすると、自転車と車で、歩道は元々自転車が走れますし、自転車専用道路も走れますし、そういうことになると、両方ともものすごいスピードで走るの、結局、リスクが高くなっているというのが、車に乗る私の実感です。

しかし、その辺の対応がなかなかできていないといえますか、工事ばかりやっていますので、リスクのことを考えながらそういうレーンの設定を本当はしないといけないと思います。またレーン自体も自転車専用道路の途中で突然ぶち切れているものですから、そのままもう一回歩道に戻ったり、あるいは何もない車道に出てくるとそういうことになっていて、何かうまく連携されていないといえますか、工事自体もぶつ切りでやっていますので、大変遺憾だと思っているところです。

(濱交通局担当審議官)

それはおっしゃるとおりです。本当はですね、例えば、道路を整備して、拡幅をして、自転車の専用のレーンを、拡幅した中で取っていくことができ、しかもそれが長距離にわたってできるような用地があれば一番いいのですが、残念ながら東京の場合、なかなか拡張の余地がないと。

そういう中で、少しでも道路環境を良くしていきたいということで、できることから整備するものですから、それが結果として先生がおっしゃるように、ここはできたけど、でも100メートル行ったら先にもう無い、そういう形になっていて、それは確かにおっしゃるとおりの部分があるのですが、現実問題として、なかなかうまくつながっていかないの、本当は計画的に全部できるようにしていかないといけないのですけれども、そういった事情でですね、少しずつ整備しているというのが現状です。

現状としては、できるところからやるしかないと考えております。

(櫻井委員)

あと、先ほどの×については。

(島根政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

先ほどお尋ねのことに関して、◎とか○とか△については、一応、凡例というところ
にありまして、ここで1の方は業績指標の評価基準で、2の方が業績目標の評価基準と
いうことで、こういう形で一応◎、○、△という区分、評価をしております。

(佐野警察行政運営企画室長)

全省庁共通の基準ということになっております。

業績指標は警察庁独自の形で3段階ですが、この5段階で業績目標の評価をするとい
うことは全省庁共通です。標準化ということ、近年、このような形になっております。

(前田座長)

×は見たことないですね。

(田辺委員)

よほどイベント的にドジをやってくれた時はつく可能性はありますけど、あまり私も
見たことがありません。

(櫻井委員)

先ほどの特殊詐欺の水際の規制の話ですけれども、これも難しいですね。一般人を全
員巻き込んだ形で規制が強化されてしまうので、一般的には、なかなかATMからお金
を下ろせなくて本当にいいのかとか、いろいろ確認事項が出てきたりして、その
辺も併せ考えると、やっぱり加害者を捕まえるということが重要だと思います。

(前田座長)

では、よろしいでしょうか。

26年度実績評価書(案)ですけれども、質問は出ましたけれども、基本的にこの案を
とって構わないということによろしいですね。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

「平成26年度政策評価実施結果報告書(案)について」、それから「道路交通法の一
部改正に係る規制の事前評価について」、これも佐野室長から御説明をお願いいたしま
す。

(佐野警察行政運営企画室長)

まず、「平成26年度政策評価実施結果報告書(案)」について報告いたします。

資料4をご覧ください。

こちらは、平成26年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめたものでございます。

平成26年度中に実施した政策評価についてでございますので、昨年7月に策定いたしました「平成25年度実績評価書」等における評価結果や、その評価結果を踏まえて行った平成27年度予算要求等の状況について取りまとめたものになっております。

この資料は、既に昨年の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

続きまして、「道路交通法の一部改正による規制の事前評価」についてですが、3月、通常国会に提出した法律案に関し、新設する規制の事前評価を実施いたしました。

報告は以上です。

(前田座長)

今の御報告に関して、何か御質問、それから補足的に担当局から何か御説明があればお願いします。

時間がもう少しだけ大丈夫だと思うのですが、先ほどの件に関連して、何か御質問や御指摘いただくようなことがあればお願いします。

(田辺委員)

1点だけよろしいでしょうか。

資料2を見ていきますと、従来から総合的な犯罪抑止のところ、住宅対象侵入犯罪はコンスタントに減って成果が出ているなという感じですが、今年度、この重要犯罪に関しまして、ここ数年増えていたというのは、そうだったのかと今思い返したのですが、それもかなり低い水準のところ、抑え込んでありますし、結果が出ていると思います。

質問は、こういう犯罪の認知件数のところで示される安全の度合いのある種客観的なレベルというのは、主観的な安心の方までつながってきたのでしょうか。コンスタントに10年くらい減っていると、そろそろ安心の方にもマインドが、やっぱり日本は安全なんだ、安心できる治安なんだと、というマインドの方向に動けば、効果のところも倍増するようなどころがあるかと思うのですが。

これは要するに、実態は減っているけど主観的には相変わらず日本はまだ危ないんだ、路上も結構危険だというようなマインド状態にとどまっているのでしょうかというのが質問です。調べていないから分からないと言われればそうかもしれませんが、御感想等あれば聞かせていただきたいのですが。

(島根政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

安全という面では、今御指摘をいただきましたように、数字の指標としては着実に減少傾向ということですが、なかなか安心というのをどのように評価と言いますか、どういふものをもって評価するかというのは、いろいろ御意見があろうかと思えます。

一つは世論調査的なもので、内閣府の方に御協力をいただいて調査したり、あとは日

本の誇るべきいい点としてどういうことを考えるかというのが、例えば平成13年、14年の刑法犯が史上最悪と言われていたときに比べれば、かなり今、治安の良さというのは、やはり日本の誇るべきものなのではないかというような御指摘、評価をしてくださる国民の方の割合というのは着実に増えているというのはございます。

ただ一方で、先ほどのような、振り込め詐欺とか特殊詐欺のような、誰でも被害に遭ってしまうような事犯というのがこれだけ被害件数も被害額もあるという点では、まだやはり不十分なところもあろうかと思っておりますので、先ほども特殊詐欺対策に力を入れている御説明をさせていただきましたけれども、そういった点を更にやっていく必要があると考えております。

(前田座長)

先ほど出ました、国民生活の中でサイバーのウェイトが高まってくると、その不安感もそちらの中で出てくるかと思うのですが。

ただ客観的なデータとしては、やっぱり数字だけと言われるかもしれませんが、欧米諸国と比べれば日本は低いですし、また今年の上期も減っているようですね。よく分からないですよ、10年間、なぜこんなに減り続けるのか。今回もまた10%近く減っているようで、いいことなのですけどもちょっと気味が悪いという感じですが、それは警察の御努力の成果が一番大きいと思っております。

もし他になければ、本日の会はこれで終了させていただいて、最後、お返しいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

本日は大変ありがとうございました。

お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は、平成28年度実績評価計画書(案)を中心に御意見を賜る予定でございます。

日程につきましては、来年2月を目途として、別途調整させていただきます。

それでは、これにて研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

以 上